

亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年１０月２９日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第２４号

亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則の一部を改正する規則

亀山市自動車臨時運行許可業務取扱規則（平成１７年亀山市規則第８０号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

自動車臨時運行許可申請書

車名				
形状	1 箱型 3 バン 5 オートバイ	2 ステーションワゴン 4 キャブオーバー 6 その他()		
車台番号			自動車損害賠償責任保険	
運行の目的	1 車検のための回送 2 登録のための回送 3 封印取付けのための回送 4 その他 ()		保険会社名	保険会社
			証明書番号	
運行の経路	出発地 経由地 到着地 ※発着主要経路の地点名を記入してください。		保険期間	自 年 月 日
				至 年 月 日
運行の期間	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は1~2日間です。)		備考	

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

亀山市長 様

申請人	住所	
	氏名又は名称 ※法人の場合は 代表者名も 記入してください	(代表者) 電話 () ()
	業 種	1 販売業 2 整備業 3 個人 4 その他()
	番号標受領者の氏名及び住所	※申請人と異なる場合のみ記入

番号標番号	枚数 — 1・2
許可番号	No.
許可年月日	年 月 日
有効期間	~ 年 月 日
返納月日	年 月 日
備考	

返納期限 年 月 日まで

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処され、又はこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
- 2 許可証、番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限までに許可証、番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処されます。
(道路運送車両法第108条)
- 3 許可を受けた自動車であっても、保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
- 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。

◎ 臨時運行許可を申請する方は、次の書類を必ず提示してください。

- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書(自動車損害賠償責任共済証明書を含む。)
- 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ 等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に一つだけ○印をつけてください。「3 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 鈴鹿市～亀山市～津市)
したがって、都道府県内一円、市、町内等漠然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入し、申請人と来庁者が異なる場合は、番号標受領者の氏名及び住所を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。